

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>当工事は本館2階クリーンルームの空調機について、故障により更新を行うものである。この部屋は研究業務で使用しており夏季に入る前に設置しなければ研究に支障を来すだけでなく職員への健康面への影響も懸念されるため早急に設置が必要である。工員や資材の確保の期間を含めると今から見積合わせを行ってはいは設置が間に合わないことから1者随契とする。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>緊急営繕要求時の見積取得業者であり、今発注を行えば夏季までの設置が可能であることを確認済みであるため。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。